

小さなことでもご相談ください
無戸籍相談窓口一覧

	局名	電話番号	所在地
北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
関東甲信越静岡	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7464	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9916	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
中部	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
	名古屋法務局	052(952)8072	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸の内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
近畿	富山地方法務局	076(441)6271	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
中国	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市母衣町50 松江法務総合庁舎
四国	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町2-17 徳島法務総合庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい映都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
九州・沖縄	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(219)2105	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎
	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

このほかにも相談窓口があります。
詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。
受付時間/平日 9:00~17:00

無戸籍 法務省

令和8年2月発行

出生届を提出すると
その子に戸籍がつくれます。
戸籍についてお悩みの方は
小さなことでも
ご相談ください。

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、
いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分
関係を登録し、その人が日本人であることを証
明する唯一のものです。

戸籍がない「無戸籍」だと
どうなるの？



免許証やパスポートは、
原則つくられません。

(一定の要件を満たしていれば、つくられる
場合があります。)



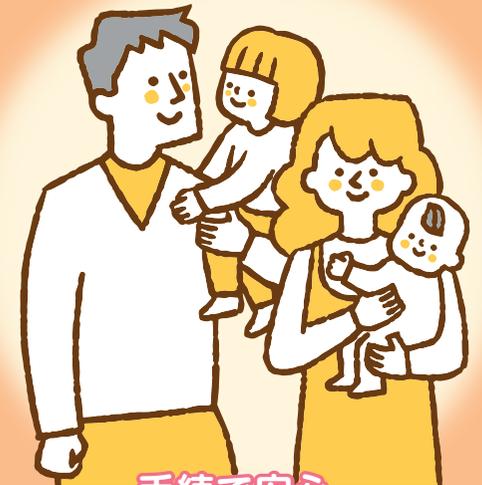
資格を取得する際に、
戸籍の証明を求められる
ことがありますが、
それができません。



親の遺産を相続する場合
に、親子の証明が難しい
ことがあります。

出生届のことで
悩んでいませんか？

子どもの戸籍のこと
一人で悩まず
ご相談ください



手続きで安心。
大切な赤ちゃんを迎えましょう。

法務局で相談できます



無戸籍 法務省



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

※子どもが生まれた場合、出生の届出をしなければならず(戸籍法49
条1項、52条)、その届出が市区町村に受理された場合、その子は戸籍
に記載されます。

出生届のことで こんな悩みはありませんか？

婚姻期間中に
夫以外の
男性との子を
出産予定

離婚後
300日以内に
前夫以外の
男性との子を
出産予定



このような場合、法律上、夫または前夫の子であると推定されるため、原則として、出生届には夫または前夫を記載する必要があります。夫または前夫の記載をためらい、悩んでいる方はご相談ください。

再婚後に生まれた子についての ルール変更

令和4年の民法改正により、令和6年4月1日以降に生まれた子については、離婚後300日以内の出生であっても、母が再婚している場合には、法律上、出生時までに再婚した男性の子であると推定されることになります。(出生届にも、原則として、前夫ではなく、再婚後の夫を記載します。)



2つのパターンについて
知っておきましょう

子どもの戸籍をつくるには？



CASE 01 夫または前夫を 父とする出生届の提出



夫または前夫を父として出生届を提出すれば子の戸籍はつくられますが、その子の父欄には夫または前夫が記載されるとともに、夫または前夫の戸籍に入ることになります。

CASE 02 夫または前夫を 父としない出生届の提出

法律上、夫または前夫が父と推定されているため、原則として、裁判手続によってその推定を否定した上で、出生届を提出することとなります*。

*離婚後に懐胎したことを医学的に証明することができるときは、前夫の子という扱いにはなりません。このような場合、出生届と共に医師が作成した一定の様式の説明書を提出する必要があります。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji137.html>

子の父欄に前夫は記載されず、前夫の戸籍に入ることありません。

ダウンロードは
こちらから



子や母も裁判手続ができるようになりました。



これまで、夫のみが、父子関係を否認する裁判手続をすることができるとされていましたが、令和4年の民法改正によって、令和6年4月1日以降に生まれた子については、子及び母も、この裁判手続をすることができるようになりました。

民法の改正の詳しい内容は
こちらをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

*事案によっては、裁判手続において相手方に住所を知られないようにできる場合があります。詳しくは申立ての際に裁判所にご相談ください。



一緒に考えましょう

まわりに戸籍がなくてお困りの方はいませんか？
ご本人以外からのご相談もお待ちしています。

お気軽に裏面の無戸籍相談窓口
にご相談ください。

子どもを無戸籍にしないために
解決策を一緒に考えましょう。

裁判費用でお悩みの方

無料の法律相談や、弁護士費用等の立替えなど、裁判にかかるお金の負担を減らせる「民事法律扶助制度」があります。

詳しくはこちら

●法テラスの民事法律扶助制度ウェブサイト
<https://www.houterasu.or.jp/site/soudan-tatekae/>



相談は無料です。

秘密は
必ず守ります。

